

# 兵庫県公報

平成20年2月21日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

| 条 例  | ページ |
|--|-----|
| 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）..... | 1   |

## 公布された法令のあらまし

### ●議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

本県の厳しい財政状況等にかんがみ、議会の議員の報酬月額及び費用弁償について、減額等の措置を講じることとした。

## 条 例

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年2月21日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第1号

#### 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同条中同項を第3項とし、第5項から第8項を1項ずつ繰り上げ、第9項を削る。

附則に次の2項を加える。

(報酬月額の特例)

6 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に係る議員の報酬の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額を同項に規定する月額として同条の規定を適用して算定した額とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。

(議長及び副議長の報酬月額の特例)

7 前項の場合における議長及び副議長の報酬の額に係る第2条第2項の規定の適用については、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額から当該額に100分の25を乗じて得た額を減じて得た額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。